

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省鉄道局財務課	電話番号: 03-5253-8539 e-mail: g.RWB_SOM@mlit.go.jp
評価実施時期	平成20年1月28日	
規制の目的、内容及び必要性等	国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築事業を実施する者に対し、同事業の実施状況について報告を求めることができることとし、同事業の適切な実施を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第38条
想定される代替案	報告徴収について法令に基づかない任意の措置として実施	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
	(遵守費用)	報告内容は当該事業の実施状況についてであり、認定鉄道事業再構築事業を実施する者において当然に把握している事柄であって、報告に要する費用は僅少であるものと考えられる。
	(行政費用)	特段の体制強化等を行う必要はなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。
	(その他の社会的費用)	-
規制の便益	<b>代替案の場合</b>	
	(遵守費用)	認定鉄道事業再構築事業を実施する者が任意に報告徴収に応じることも考えられるが、この場合報告すべき内容は同事業の実施状況であって当然に認定鉄道事業再構築事業を実施する者が把握している事項であり、報告徴収に応じることに伴う費用の増加は僅少なものと考えられる。
	(行政費用)	特段の体制強化等を行う必要なく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。
	(その他の社会的費用)	-
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
	本制度によって、国土交通大臣は随時必要に応じて同事業の実施状況について報告徴収させることができ、認定鉄道事業再構築事業の適切な実施が図られる。	任意に報告徴収に応じた場合、国は認定鉄道事業再構築事業の実施の状況等の情報が得られるが、任意の措置であるため事業者が報告徴収に応じないことも想定され、その場合は情報を得ることができないことから、同事業の確実な実施を十分に図ることができないと考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本制度によって、一定の費用が想定されるものの、その費用は僅少であるのに対し、認定鉄道事業再構築事業の適切な実施が確保されるという便益が得られる点で、便益が費用を上回る。 認定鉄道事業再構築事業の実施状況等の情報の入手について制度的に担保することができる点において、本案の方が代替案より便益が大きく、優れている。	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	法施行後5年を経過した場合に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。(附則2条) 平成23年度に事後検証を実施。	
備考		